令和７年９月26日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）

決算特別委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）

決算特別委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　　令和７年９月26日（金曜日）
開　会　　午後６時２分
散　会　　午後６時20分
場　所　　第７委員会室

本委員会に付託された事件

1　乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
2　認定第１号　令和６年度沖縄一般会計決算の認定について
3　認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
4　認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
5　認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
6　認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
7　認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
8　認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
9　認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
10　認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
11　認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
12　認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
13　認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
14　認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
15　認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
16　認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
17　認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
18　認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
19　認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
20　認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
21　認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
22　認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
23　認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
24　認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
25　認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

委員の選任

令和７年９月26日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

新垣善之	新里匠	大屋政善	小渡良太郎
仲村家治	下地康教	新垣新	島尻忠明
幸喜愛	玉城健一郎	山内末子	新垣光栄
仲村未央	糸数昌洋	西銘純恵	瑞慶覧長風
當間盛夫			

本日の委員会に付した事件

1　委員長の互選
2　副委員長の互選
3　乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
4　認定第１号　令和６年度沖縄一般会計決算の認定について
5　認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
6　認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
7　認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
8　認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
9　認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
10　認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
11　認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
12　認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
13　認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
14　認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
15　認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
16　認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
17　認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
18　認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
19　認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
20　認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
21　認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
22　認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
23　認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
24　認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
25　認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
26　認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
27　認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について
28　閉会中継続審査について
29　決算特別委員会運営要領について
30　理事の選任

委員長、副委員長の互選

令和７年９月26日、仲村家治委員が委員長に、仲村未央委員が副委員長に選任された。

理事の選任

令和７年９月26日、下地康教委員、玉城健一郎委員及び糸数昌洋委員が理事に選任された。

出　席　委　員

委員長	仲　村　家　治			
副委員長	仲　村　未　央			
委　員	新　垣　善　之	新　里　　匠	大　屋　政　善	小　渡　良太郎
	下　地　康　教	新　垣　　新	島　尻　忠　明	幸　喜　　愛
	玉　城　健一郎	山　内　末　子	新　垣　光　栄	糸　数　昌　洋
	西　銘　純　恵	瑞慶覧　長　風	當　間　盛　夫	

欠　席　委　員

なし

○大城聖子議会事務局政務調査課主幹　決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第７条第２項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、西銘純恵委員が年長者であります。よって、この際、西銘純恵委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

西銘純恵委員、委員長席に御着席願います。

（年長委員、委員長席着席）

○西銘純恵年長委員　ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第７条第２項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、互選の方法等について協議）

○西銘純恵年長委員　再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘純恵年長委員　御異議なしと認めます。

よって、委員長には、仲村家治委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘純恵年長委員　御異議なしと認めます。

よって、委員長には仲村家治委員が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

（年長委員退席。委員長着席）

○仲村家治委員長　再開いたします。

このたび、委員各位の御推挙により、決算特別委員長に就任いたしました仲村家治でございます。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

――――――――◆・・◆――――――――

○仲村家治委員長　次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、互選の方法等について協議）

○仲村家治委員長　再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、仲村未央委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、仲村未央委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○仲村未央副委員長　ただいま、副委員長に選任されました仲村未央です。

委員長をしっかりと支えつつ、皆様の御協力も得ながら、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仲村家治委員長　以上で、副委員長の互選は終わりました。

――――――――◆・・◆――――――――

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、協議事項について事務局から説明）

○仲村家治委員長　再開いたします。

乙第13号議案の議決議案１件並びに認定第１号から認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案１件及び決算24件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――――――◆・・◆――――――――――

○仲村家治委員長　次に、決算特別委員会運営要領についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおり決することで意見の一致を見た。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

お諮りいたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――――――◆・・◆――――――――――

○仲村家治委員長　次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、理事の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、理事３人の選任について協議）

○仲村家治委員長　再開いたします。

理事３人の選任について、お諮りいたします。

理事に玉城健一郎委員、下地康教委員及び糸数昌洋委員の３人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、10月９日木曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（令和４年 10 月７日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

１　決算特別委員会の開催場所

第７委員会室で行うものとする。

２　委員席の配置

別紙１のとおりとする。

３　審査日程

別紙２のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

４　各常任委員会に対する調査依頼

(1)　決算特別委員長（以下「委員長」という。）は、様式１により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。

(2)　各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に様式２により決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）を委員長に提出するものとする。

(3)　決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）４（４）に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

５　説明員

決算の概要説明は、土木建築部長、会計管理者、企業局長及び病院事業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

６　決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

(1)　質疑の時間は、委員１人 10 分とする。

(2)　各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。

(3)　質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
(4)　質疑時間の終了５分前に１回、１分前に２回及び終了時に５回それぞれ電子音等で報知する。
(5)　質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
(6)　質疑の順序は多数会派順とする。
(7)　委員長の質疑の持ち時間は、譲渡することができない。また、副委員長が委員長の職務を代行する場合についても、副委員長の持ち時間は譲渡することができない。

７　総括質疑

(1)　総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。
(2)　総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前々日（県の休日を除く。）の午後５時とし、様式３により政務調査課に提出するものとする。

８　理事会

(1)　理事会は、委員長、副委員長及び理事３人をもって構成する。
(2)　理事は、委員会に諮って指名する。
(3)　理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
(4)　理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

雑　則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

別紙１

委 員 席 の 配 置

（録音・計時） 議会事務局							補　助 答弁席

議　会 事務局									
仲 村　家 治 委　員　長		説		明		員			

	玉城　健一郎 委員	幸喜　愛 委員	大屋　政善 委員	新里　匠 委員	新垣　善之 委員
仲村　未央 委員	新垣　光栄 委員	山内　末子 委員	下地　康教 委員	島尻　忠明 委員	小渡　良太郎 委員
	瑞慶覧　長風 委員	西銘　純恵 委員	糸数　昌洋 委員		新垣　新 委員
					當間　盛夫 委員

別紙２

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時　間	事　　項	関係室部局等
令和７年 ９月26日	金	本会議及び各委員会終了後	**決算特別委員会** ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任	
10月９日	木	午前10時	**決算特別委員会** ○概要説明 ・令和６年度一般会計及び特別会計決算 ・令和６年度企業会計決算 ・令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和６年度一般会計、特別会計及び企業会計決算に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	土木建築部長 会計管理者 企業局長 病院事業局長 代表監査委員
10月10日	金	午前10時	**各常任委員会** ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月14日	火	午前10時	**各常任委員会** ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
			○決算調査報告書記載内容等についての協議	
10月15日	水		決算調査報告書整理日	
10月16日	木		決算特別委員への決算調査報告書の配付（正午）	
10月17日	金	午前10時	**決算特別委員会** ○総括質疑の方法等についての協議 総括質疑通告締め切り（午後５時）	
10月21日	火	午前10時	**決算特別委員会** ○総括質疑	知　事　等
			○採決 ・令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和６年度一般会計及び特別会計決算 ・令和６年度企業会計決算	

様式１

令和　年　月　日

○○○○委員長
　○　○　○　○　殿

決算特別委員長
○　○　○　○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中審査を行っていただくようお取り計らい願います。
なお、調査結果につきましては、　月　日までに御報告くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

（例）
認定第○号　令和○年度沖縄県一般会計決算の認定について
（○○○○委員会所管分）
認定第○号　令和○年度沖縄県○○○○○○特別会計決算の認定について

様式２

令和　年　月　日

決算特別委員長
　○　○　○　○　殿

○○○○委員長
○　○　○　○

決　算　調　査　報　告　書

月　日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

１　委員会における審査概要
　別紙議事録（速報版）のとおり

２　知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
　別紙１のとおり

３　その他委員から特に申出のあった事項
　別紙２のとおり

※（特になし）

様式３

令和　年　月　日　午前・午後　時　分　受付	
質　疑　発　言　通　告	
質疑の要旨	
上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。 令和　年　月　日 決算特別委員　印 決算特別委員長　殿	

※　記載例は、議会運営委員会決定事項集「17　発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください。

（令和４年10月７日議会運営委員会決定）

決算議案の審査等に関する基本的事項
（常任委員会に対する調査依頼について）

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

１　審査日程について

決算議案の審査日程はおおむね別紙２のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

２　調査依頼事項について

（１）各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に規定する所管事務に係る決算事項とする。

（２）調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

３　各常任委員会における調査について

（１）質疑の時間は、各審査日委員１人10分とする。

（２）各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。

（３）質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。

（４）質疑時間終了５分前に１回、１分前に２回及び終了時に５回それぞれ電子音等で報知する。

（５）質疑の順序については多数会派順とする。なお、２日目は第２多数会派から質疑を行い、第１多数会派は最後に行うものとする。

（６）監査委員である議員は調査には加わらないものとする。

（７）各常任委員会での採決は行わないものとする。

４　決算調査報告書の作成及び配付について

（１）決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。

（２）調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、決算特別委員会において知事等に対して改めて質疑が必要とされる事項（以下「総括質疑」という。）及びその他委員から特に申出のあった事項とする。

（３）総括質疑について

ア　各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようと

する委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ　各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告するものとする。

ウ　各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

（４）調査報告書は、決算特別委員会において総括質疑の方法等を協議する日の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

（５）調査報告書の様式は別に定めるものとする。

５　総括質疑について

（１）審査の最終日に知事等の出席を求め、本県における１会計年度の締めくくりとなる決算について、大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

（２）限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

（３）総括質疑の時間は、２時間（午前中）をめどに終了するものとする。

（４）質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

６　質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

７　理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

（別紙２）

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
９月定例 会期中 （１日目）	決算特別 委員会	本会議 及び各 委員会 終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 （２日目）	決算特別 委員会	10時	○□□□年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○□□□年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 関係室部局 代表監査委員
（３日目）	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
（４日目）	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
（５日目）			○決算調査報告書整理日	
（６日目）			○決算調査報告書整理日	
（７日目）	決算特別 委員会	午後	○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○総括質疑の方法等についての協議	報告書配付 （正午）
（８日目）			○総括質疑通告書の提出	質疑通告締切 （正午）
（９日目）	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

年長委員　　西　銘　純　恵

委　員　長　　仲　村　家　治